

7月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
9	直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育総務課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	令和7年6月定例議会一般質問について	部長
2	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について	教育総務課

5. その他

- ・ グローバル人材育成進捗報告（学校教育課）
- ・ 夏季休業日のみ開所する学童クラブの設置について
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年6月11日～令和7年7月8日

6月	11	水	北九州教育事務所訪問（中泉小） 学力向上検証委員会（直方市役所）		
	12	木	市教委訪問（福地小）		
	13	金	市人研課題学習会総会（ユメニティのおがた大ホール）	市議会 提案説明	
	14	土			
	15	日			
	16	月		一般質問	
	17	火		一般質問	
	18	水		一般質問	
	19	木	小学校教科等研究会（中央公民館）	一般質問	
	20	金			
	21	土			
	22	日	海外派遣団員説明会（直方市役所Nカフェ）		
	23	月		質疑	
	24	火		委員会	
	25	水		委員会	
	26	木	北九州教育事務所 中島副所長来庁（直方市役所） 校務運営・カンナ合同研修会（中央公民館）	委員会	
	27	金		採決	
	28	土			
	29	日			
	7月	30	月	市教委訪問（植木小） 幼児教育に関する市長への要望書提出同席（直方市役所） 直鞍地区人権教育夏期講座実行委員会（直方市役所）	
		1	火	定例校長会（直方市役所） 直方市徹底反復学習研修会（新入小）	
		2	水	市教委訪問（植木中）	
		3	木		
		4	金	北九州教育事務所訪問（感田小）	
		5	土	企画展「野見山朋子・片山博詞 ふたり展」開会式（直方谷尾美術館）	
		6	日		
		7	月		
		8	火	令和7年度直方市私立幼稚園PTA連合会研修会（中央公民館） 定例教育委員会（直方市役所）	

教育委員会行事予定

令和7年7月9日～令和7年8月4日

7月	9	水			
	10	木			
	11	金	福岡県高校生平和大使(直方高生)市長表敬訪問同席(直方市役所)		
	12	土			
	13	日			
	14	月			
	15	火	定例教育長会(オンライン) 小倉地区附属学校地域連絡協議会(福岡教育大学附属小倉小学校)		
	16	水	教育施策の点検・評価にかかる大学教授との意見交換会(直方市役所)		
	17	木	寄贈式(ふるさと応援大使KENさんの初書籍)(直方市立図書館)		
	18	金	筑豊高校ビジネス部 全国大会出場前市長表敬訪問同席(直方市役所)		
	19	土			
	20	日			
	21	月			
	22	火			
	23	水	西南女学院大学実習生事前訪問・挨拶(直方市役所)		
	24	木			
	25	金	市P連研修会(エクセレントガーデン)		
	26	土			
	27	日			
	28	月			
	29	火			
	30	水			
	31	木	直方市私立幼稚園協会「教師研修会」(中央公民館)		
	8月	1	金	直方市人権教育実践交流会(中央公民館)	
		2	土		
		3	日	海外派遣壮行会(歳時館)	
		4	月	直鞍地区人権教育夏季講座(中央公民館)	
		5	火	定例教育委員会(直方市役所)	

## 議案第9号

直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和7年7月8日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により提案するものである。

直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

直方市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（令和3年直方市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

休業補償請求書

認定番号	第	号
請求回数	第	号

(あて先) 直方市教育委員会 下記の休業補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所 氏名	
1 (氏名及び生年月日) 年 月 日生		2 (住所)	
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日	
5 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。	被保険者等の記号番号	所轄社会保険事務所等
6 請求日数	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		全部休業日数 日 一部休業日数 日
7 収入	災害発生前3箇月の勤労収入総額(臨時収入を除く。)	災害発生後請求日数期間内の勤労収入総額	
	円	全部休業日数に係る分 円	一部休業日数に係る分 円
8 勤務先等			
9 休業補償請求金額の計算	全部休業の場合	勤労収入がない場合	補償基礎額 円 × $\frac{\text{請求日数}}{60} \times 100 =$ 円
		勤労収入がある場合	補償基礎額 円 × $\frac{\text{請求日数}}{60} \times 100 =$ 円 全部休業日数に係る勤労収入総額 円 = 円
	一部休業の場合		補償基礎額 円 × $\frac{\text{請求日数}}{60} \times 100 =$ 円 一部休業日数に係る勤労収入総額 円 × $\frac{\text{請求日数}}{60} \times 100 =$ 円
	支給額が制限される等の場合		円
10 休業補償請求金額			
※ 医師の証明	(傷病)		(現在の状況) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医
	(請求日数のうち治療のため勤務することができなかったと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日		(勤務することができなかったと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医師氏名 病院または 所在地 診療所の 名称		
12 添付する書類その他の資料			
13 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定 年 月 日
	口座番号		※通知 年 月 日
	預金名義人		※支払 年 月 日 ※決定金額 円

【注意事項】

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3（職名）」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7収入」の欄の勤労収入には、自営業による収入及び会社の顧問等役員としての収入等を含み、配当所得、家賃収入等の資産を基礎として生じた収入は含まない。
- 4 「8勤務先等」の欄には、勤労収入を得ている場合に記入するものとし、勤務先名、役職名等を記入すること。
- 5 「※11医師の証明」の欄には、入院中の場合のように既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記入する必要はない。
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該休養補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る休業補償の支給決定後に次に掲げる年金の支給を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
  - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
  - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
  - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による傷害年金
  - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
  - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による傷害年金

様式第5号(第4条関係)

傷病補償年金請求書

認定番号	第	号
※年金証書番号	第	号

(あて先) 直方市教育委員会 下記の傷病補償年金を請求します。		請求年月日 年 月 日		
		請求者の住所..... 氏名.....		
1 (氏名及び生年月日) 年 月 日生		2 (住所)		
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日		
5 (傷病等級) 第 級第 号		6 (傷病等級該当年月日) 年 月 日		
7 (傷病の名称、部位及びその状態)				
8 (既存障害の部位及びその程度)				
9 (日常生活の状態)				
10 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。	被保険者等の 記号番号	所轄社会保険 事務所等	
11 傷病補償年金請求年額の計算	通常の場合 支給額が制限される等の場合	(年金補償基礎額) (倍数) 円 × = 円		
12 傷病補償年金請求金額	円			
13 添付する書類その他の資料				
14 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行支店	※受理	年 月 日
			※決定	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※通知	年 月 日
	口座番号		※支給開始	年 月
	預金名義者		※決定年額	円

**【注意事項】**

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(傷病の名称、部位及びその状態)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 5 この請求書を提出する場合、既に当該傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る傷病補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
  - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
  - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
  - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
  - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
  - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金

様式第6号(第4条関係)

障害補償(年金・一時金)請求書

認定番号	第	号
※年金証書番号	第	号

(あて先) 直方市教育委員会 下記の障害補償を請求します。		請求年月日 年 月 日		
		請求者の住所..... 氏名.....		
1 (氏名及び生年月日) 年 月 日生		2 (住所)		
3 (職名)		4 (負傷又は発病年月日) 年 月 日		
5 (障害等級) 第 級第 号		6 (治癒年月日) 年 月 日		
7 (障害の部位及びその程度)				
8 (既存障害の部位及びその程度)				
9 厚生年金保険等の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		被保険者等の 記号番号	
			所轄社会保険 事務所等	
10 障害補償請求額の計算	年金の場合	通常の場合	(年金補償基礎額) (倍数) 円 × = 円	
		支給額が制限される等の場合	円	
	一時金の場合	通常の場合	(年金補償基礎額) (倍数) 円 × = 円	
		支給額が制限される等の場合	円	
11 障害補償請求金額			円	
12 添付する書類その他の資料				
13 口座振替希望の場合	振込先金融機関名	銀行 支店	※受理	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定	年 月 日
	口座番号		※通知	年 月 日
	預金名義者		※支給開始 (年金)	年 月
			※支払 (一時金)	年 月 日
			※決定金額	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 円

## 【注意事項】

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「3(職名)」の欄には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「7(障害の部位及びその程度)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 4 「8(既存障害の部位及びその程度)」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害補償を支給されたときには、その該当等級を明記すること。
- 5 「9校正年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
- 6 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 7 この請求書を提出する場合、既に当該障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けているときには、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る障害補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
  - (1) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
  - (2) 国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。)
  - (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金
  - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金
  - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による障害年金

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第4条関係）

## 遺族補償年金請求書

認定番号	第	号
※年金証書番号	第	号

(あて先) 直方市教育委員会  下記の遺族補償年金を請求します。	請求年月 年 月 日 請求者(代表者)の 住 所 ..... 氏 名 ..... 死亡職員との続柄.....																									
1 死亡職員に関する事項	(氏名及び生年月日) 年 月 日生 (職名) (住所) (死亡年月日) 年 月 日																									
	厚生年金保険等の適用 <input type="checkbox"/> _____の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった。																									
	被保険者等の記号番号 所轄社会保険事務所等																									
2 請求の事由	<input type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明																									
3 請求者及び遺族補償年金を受けられる遺族	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>住 所</th> <th>死亡職員との続柄</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考																				
氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考																						
4 既に遺族補償年金を受けている者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>住 所</th> <th>死亡職員との続柄</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考																				
氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡職員との続柄	備 考																						
5 遺族補償年金請求年額の計算	通常の場合 (年金補償基礎額)(倍数) 円 × _____ × 1 / (請求者の数) = _____ 円 支給額が調整される場合 _____ 円																									
6 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 _____ 円 代表者を選任した場合 (5の請求年額) (請求者の数) 円 × _____ = _____ 円																									
7 添付する書類その他の資料																										
8 口座振替希望の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2">振込先金融機関名</td> <td>銀行支店</td> <td>※受理</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※決定</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口座番号</td> <td><input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金</td> <td>※通知</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>※支払開始年月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>預金名義者</td> <td> </td> <td>※決定金額</td> <td>                     □請求者が1人の場合                      又は代表者を選任しない場合                      □代表者を選任した場合                      _____ 円                 </td> </tr> </table>	振込先金融機関名	銀行支店	※受理	年 月 日		※決定	年 月 日	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※通知	年 月 日		※支払開始年月	年 月	預金名義者		※決定金額	□請求者が1人の場合 又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合 _____ 円							
振込先金融機関名	銀行支店		※受理	年 月 日																						
		※決定	年 月 日																							
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※通知	年 月 日																							
		※支払開始年月	年 月																							
預金名義者		※決定金額	□請求者が1人の場合 又は代表者を選任しない場合 □代表者を選任した場合 _____ 円																							

## 【注意事項】

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1死亡職員に関する事項」の欄中「(職名)」には、「〇〇〇学校学校医」等と記入すること。
- 3 「3請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは「請」、代表者であるときは「代」、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは「障」、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」と明記すること。
- 4 「4既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2請求の事由」の欄の記入が「職員の死亡」以外の場合に記入すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に当該職員の死亡について遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はない。
  - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し
  - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
  - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (5) 請求者が妻1人で、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第8条第1項第4号に定める障害の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと、及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなったことを証明する医師の診断書その他の書類
  - (6) 請求者(前号に該当する者を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が政令第8条第1項第4号に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
  - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
  - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
  - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを証明することができる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 6 この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る遺族補償年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
  - (1) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金
  - (2) 国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金
  - (3) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改定前の船員保険法の規定による遺族年金
  - (4) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改定前の厚生年金保険法の規定による遺族年金
  - (5) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

## 附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

## 令和7年6月定例会一般質問（教育員会関係のみ）

宮園 祐美子 議員（15番）

- ・学校給食について

松田 昇 議員（11番）

- ・小学校小規模校への対策について

那須 和也 議員（9番）

- ・小・中学校の給食の無償化について

澄田 和昭 議員（6番）

- ・学童保育待機児童の解消、施設の充実、職員の皆さんの待遇改善について

草野 知一郎 議員（2番）

- ・市内に存在する鉄道関連遺産と炭鉱関連遺産について

安永 浩之 議員（8番）

- ・小・中学校給食の材料調達について

## 直方市学校規模適正化基本計画検討委員会について（報告）

教育総務課

### 1. 第4回委員会（6/27(金)16:00～、直方市役所 503 会議室）

#### (1) 協議

- 第三回会議の事務局説明に関すること
  - ✓ 直方市の財政状況について
  - ✓ 直方市公共施設等総合管理計画について
  - ✓ 学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～）
- 直方市の目指す学校規模について
  - ✓ 直方市の目指す学校規模について

#### (2) 事務局説明

- 通学区域に関すること
- 地域と学校の連携について

### 2. 今後の予定

#### (1) 7月30日 第5回検討委員会

- 第4回委員会の事務局説明に関する協議
- 答申素案に関する協議

#### (2) 8月（日時未定） 第6回検討委員会

- 答申のとりまとめ

#### (3) 8月（日時未定）

- 答申

#### (4) 答申後

- 直方市学校規模適正化基本計画（案）を教育委員会で協議
- パブリックコメント、市民への説明会

#### (5) 令和8年1月教育委員会で「直方市学校規模適正化基本計画」決定（予定）